

届出は14日以内に

国保にはいるとき	手続きに必要なもの
他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止通知書
子どもが生まれたとき	印かん、保険証
国保をやめるとき	手続きに必要なもの
他の市区町村に転出するとき	印かん、保険証
職場の健康保険に入ったとき	印かん、国保と職場の両方の保険証
生活保護を受けるとき	印かん、保険証、保護開始通知書
加入者が死亡したとき	印かん、保険証
そのほか	手続きに必要なもの
町内で住所が変わったとき	印かん、保険証
世帯主が変わったとき	印かん、保険証
世帯がわかれたり、いっしょにならなかったとき	印かん、保険証
退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書
保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	印かん
修学のため、別の住所を定めるとき	印かん、保険証、在学証明書
出かせぎ、長期の旅行	印かん、保険証

あなたとあゆむ  
**国保**



国民健康保険の加入と届出

職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人以外は、みんな国民健康保険(国保)に加入しなければなりません。

職場の健康保険をやめたときなど、左表の項目に該当するときは、必ず住民課国保年金係で手続きしてください。

**4月1日から新しい保険証**

国民健康保険の新しい保険証は、3月末日までに郵送します。保険証が届いたら内容の確認をしてください。

保険証が届かなかったり、内容に誤りがあった場合は住民課国保年金係に連絡ください。

電話 (84) 1211 内線157

**もう一枚必要な時**

保険証は1世帯一枚が

原則ですが、修学などで他の市区町村に住む時は、申請するともう一枚保険証が交付されます。

○申請に必要なもの

在学証明書(4月1日以降に発行されたもの)  
保険証・印かん

なお、今まで使っていた保険証は3月31日が有効期限です。有効期限が過ぎたら、各自で処分してください。

**一人ひとりが被保険者です**

国保では世帯主も家族も、一人ひとりがみんな被保険者です。

---

**加入は世帯ごとに**

一人ひとりが被保険者でも、国保には世帯ごとに加入します。加入手続きは世帯主がまとめて行います。一世帯に1枚の保険証が交付されます。

---

**退職した人は**

会社を退職して、厚生年金や共済年金の支給を受けている70歳未満の人とその家族は「退職者医療制度」で診療を受けることになります。